

議案第10号

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年2月22日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年関市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。